

<p>行料金の引き下げ等見直しを図る必要がある。なお、現在のところ新規有料道路の建設計画はされていないが、今後計画する際には情報公開を徹底し、山梨県の財政負担を明らかにするなど、慎重な対応をとる必要がある。</p> <p>(2)</p> <p>① 棚卸資産について 雁坂トンネル有料道路のロードヒーティングしている灯油の在庫が8,800Lあり、在庫金額としては、800,800円であるが、棚卸資産(貯蔵品)として計上されていない。毎事業年度末棚卸を行い、貯蔵品として資産に計上すべきである。</p> <p>② 口座の管理について 過去5年間程度利用されていない口座が4件あるので、将来の事故防止のために、今後利用の予定がないならば解約すべきである。</p> <p>③ 備品の管理について 備品については、個々の備品を特定するために備品シールを貼付すると同時に現物の確認をする必要がある。現状では、富士山有料道路のベルトコンベア(取得価額360,000円)及び焼却炉(取得価額399,806円)については、使用不能であるため、平成20年度において廃却し、廃却損を計上すべきである。</p> <p>(3) 修繕について 雁坂トンネル有料道路の「雁坂・広瀬・奥秩父トンネル」の換気設備・非常用施設の保守点検結果において、早急に処理を必要とする項目がある。トンネルの安全確保を図り、県民等に危険が及ばぬよう対処していただきたい</p>	<p>平成20年度決算より棚卸資産(材料及び貯蔵品)として計上した。</p> <p>4件の口座については、平成20年1月までにすべて解約した。</p> <p>備品シールを貼り、個々の備品を特定し管理することとした。 また、不要備品については、平成20年度決算において除却費として計上した。</p> <p>早急な修繕を必要とする項目については、平成21年度中に更新することとし、その他については、状況を観察し対応していく。</p>	<p>い。</p> <p>(4) 会計処理について 山梨県道路公社の会計処理は、企業会計原則に沿って処理されているが、一部独特の会計制度を有しており、道路公社の実態把握が困難である。 特に道路資産について減価償却を実施しないこと。また、償還準備金として、収入と支出の差額が黒字の場合は、償還準備金繰入額として費用計上し、また、収入と支出の差額が赤字の場合は償還準備金取崩額を計上するなどにより収支の調整が行われていることである。 これは、道路整備特別措置法により、有料道路事業は償還準備繰入額が建設事業費に達したときに無料開放し、あわせて道路資産を本来の道路管理者に帰属することとなっているためである。 全国の地方道路公社が同様の会計処理を行っていると思われるが、会計処理の見直し等を行うことにより実態把握のしやすい会計規程になるよう、国に働きかけることも必要と思われる。</p> <p>(財) 山梨県公園公社</p> <p>(1) 法人税の申告漏れについて (財) 山梨県公園公社は、平成18年4月1日より笛吹川フルーツ公園、曾根丘陵公園及び富士川クラフトパークの指定管理者となった。 これらの事業は税務上の請負事業(収益事業)である。 当法人は、ほぼすべて収益事業を行っているため役員の賞与は、税務署に事前給与確定届出書を提出しない限り損金(費用)とは認められない。当法人の平成18年度の役員賞与287万円、平成19年度の役員賞与297万円は事前</p> <p>平成20年度において修正申告を行った。</p>
---	---	---

<p>給与確定届出書がないため損金と認められない。このため、平成 18 年度で 102 万円、19 年度で 105 万円の法人税等の納付不足が発生している。</p> <p>(2) 富士川クワートパークの植栽管理業務の入札について 業務の様子が全く同じにもかかわらず、19 年度は前年度より 627 万円多い額で落札されていた。このため、以下のことに留意する必要がある。</p> <p>① 当時の指名実態の調査を行うべきである。</p> <p>② 指名業者を入替える時は、前回の入札を参考に一番高い者を入替える対象にするべきである。</p> <p>③ 一定額 (例えば予定価格 1,000 万円) 以上は一般競争入札を検討する。</p> <p>④ 入札に際し複数年契約を行い、年間契約額の削減を図る。</p>	<p>①について指名実態を調査した結果、山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱の指名基準に基づき適切に執行している。</p> <p>なお、同要綱では様々な観点から総合的な評価を行うこととされており、その主な指名基準は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不誠実な行為の有無 ・ 経営状況 ・ 地理的条件 ・ 手持ち工事の状況 ・ 受注の状況 ・ 工事施工についての技術者の状況 ・ 当該工事についての技術的適正 ・ 工事等の経歴 ・ 安全管理の状況 ・ 労働福祉の状況 <p>②過去の入札における応札順位については、あくまでも当該入札時点での、それぞれの企業の受注可能な額を示すものであり、客観的な指名基準として採用することは相応しくないと考えている。</p> <p>③、④公園公社は平成 20 年度をもって解散</p>	<p>(3)</p> <p>① 正味財産増減計算書の表示方法について 特定預金支出及び固定資産取得支出の表示方法が、新公益法人会計基準に準拠していないため、適正な表示に改める必要がある。</p> <p>② 償却資産税の申告について 平成 19 年度、平成 20 年度に必要であったが、行われていなかった。</p> <p>③ カヌー業務委託契約について 当財団のカヌー一場徴収事務取扱要領と相違していたので、今後事務取扱要領を変更するか取扱要領どおりに徴収する必要がある。</p> <p>(5)</p> <p>① 現金収入の計上について 平成 20 年 3 月 31 日の買掛金残高 5,248 円は、商品返品現金収入について仕入れの戻しとすることで誤って買掛金を計上してしまった。20 年度において雑収入に計上する必要がある。</p> <p>② 手売りチケットの処理について チケットの枚数が 110,100 枚あり金額としては、29,685,000 円である。一部は倉庫に保管されているが、大部分は倉庫に保管されている。今後解散することも考慮し、事業終了時に責任者立会のうえ廃棄するか、継続使用するのであれば、引継事務の徹底を図る必要がある。</p> <p>③ 領収書とレシートの二重発行について 領収書の発行に問題がある。売店でレシートを発行しているにもかかわらず、別途公社の領収書も発行した。</p> <p>平成 20 年度において科目表示の修正処理を行った。</p> <p>平成 20 年度において両年度分の申告を行った。</p> <p>事務取扱要領どおりの徴収を行った。</p> <p>平成 20 年度において雑収入に計上した。</p> <p>平成 20 年度において、すべて廃棄した。</p> <p>平成 20 年度において、注意喚起を行った。</p>
---	--	--

ているケースが1件見られた。独自の領収書を発行するのであれば、シートは回収すべきである。事務処理の適正化が望まれる。

④ 山梨県の建物表示登記の原本の保管について
所有権が山梨県にある建物の建物表示登記の原本を公園公社で保管しているが、保管すべきところは山梨県である。

⑤ 源泉徴収額の納付不足による不納付加算税について
平成19年1月から6月分までの源泉徴収税額の納付不足額122,570円があり、不納付加算税6,000円、延滞税2,500円が発生していた。(ただし、20年4月7日納付済み)

(5) (財) 山梨県公園公社所有の備品について
固定資産の現物管理が現状不明確となっており、詳細な確認を行う必要がある。

(6) 公園公社とセンターの管理費協定について
当財団は、(財) 山梨県富士川地域地場産業振興センターと「富士川地域地場産業振興センター管理費協定書」を平成19年3月30日に締結しているが、当該協定書と異なる精算を平成19年度に行い、代金支払い期間も異なる。協定書と異なる処理を双方で了解しているのであれば、実態に即した覚書を作成するか、毎年実績額に基づいて精算することが必要である。

(7) 諸規定について
諸規定は整備されているが、当該諸規定どおりの運用がなされていない

保管者を山梨県に変更した。

監査以前に処理済であったが、改めて注意喚起を行った。

平成20年度において全ての備品の現状を確認した。

公園公社は平成20年度をもって解散となるため、新しい指定管理者へ指摘事項を申し送った。
新指定管理者は、実態に即した協定書を締結済みである。

があるので、諸規程に準拠した対応が必要である。

・被服等貸与規程
被服貸与簿に被服貸与者の受領印が押されていない。被服について、現物管理がなされていない。

・会計規程

① 市販の領収書を使用しているため、管理の徹底が困難である。また、市販の領収書は使用すべきではない。

② 会計帳簿の補助簿の基本財産明細帳が平成18年3月31日まで作成されているが、その後作成されていない。

・文書取扱規程
特殊郵便物等收受簿(第3号様式)が作成されていない。

・就業規定
公社職員証が未作成である。

(財) 山梨県下水道公社

(1) 維持管理負担金について
山梨県は、各流域下水道関連市町村とともに作成した「財政計画」を基に、毎年度、市町村から4期に分けて維持管理負担金を徴収している。

平成19年度は、
維持管理負担金 : 約2,791百万円
年度末実績精算額: 約2,091百万円
と大きな差額が発生したが、山梨県と市町村の精算は実質的に1年後に市町村負担金に充当されている。

山梨県と市町村の精算を山梨県と公社の精算時に合わせて行うことを再検討すべきである。

被服等貸与規程に準拠して対処した。

領収書の管理について、不正が発生しないよう、徹底を図った。

基本財産明細帳を作成した。

実態に合うように規程の改正を行った。

就業規定に準拠し、職員証を交付した。

(県の対応)

・精算方法を改善するため、再度市町村の意見を聞いたところであり、早期に精算方法を決定するよう協議を進めている。
・県の財政計画策定の基となる市町村の計画作成において、実績との乖離がでるだけ小さくなるよう助言している。

る。

(7) 給与規定について
下水道公社のプロパー職員の給与規程は、他の出資法人のプロパー職員・山梨県職員等と比較して職務内容による級が低く押さえられている。下水道公社は県内4流域下水道の維持管理とともに下水道管理者の行政補完業務も行っており、職員の勤労意欲を高めるためには、給与制度の見直しが必要と考える。

(8) 経費区分について
下水道公社の経常費用の中に含まれる事業費と管理費の集計について、現状、管理費は人件費のみ集計しているが、管理部門で発生する経費（報償費、旅費、需用費、役員費、委託料）は事業費から管理費に振り替える必要がある。また、各センターの事業費の中の人件費について、技術職のみを集計せず、事務職を含めて集計するよう再検討する必要がある。

他の出資者と協議しながら今後検討していきたい。

経費及び人件費についての管理費と事業費の区分について、平成20年度の決算から改善した。

(1) 賃貸宅地の減損処理
賃貸宅地（帳簿価額 57 億円、時価 28 億円）について、減損会計処理基準に基づいて減損の兆候が発生しているか否かで公社と監査人の意見が対立したものであり、減損の兆候が発生しているとすれば、公社は約 15 億円の減損損失を計上することが必要となる。

(2) 平成 19 年度決算報告書の注記事項「重要な会計方針」の記載
① 計画修繕引当金の実態が計上基準と異なっているため、取り崩す等すべきである。

公社は、減損に係る会計処理については、「地方住宅供給公社会計基準」、 「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」、 「(社) 全国住宅供給公社等連合会会計基準委員会事務局の見解」等に基づいて行っており、減損の兆候はないと判断している。

平成 20 年度決算で取り崩し、戻入を行った。

② 貸倒引当金が 16 百万円計上されているが、これは計上基準とおりでなく、正しくは 20 百万円と考えられる。
③ 平成 17 年度に固定資産の減価償却の方法を変更したが、その内容が「固定資産の減価償却の方法」に記載されていない。
また、有形固定資産の記載に問題がある。

④ 有価証券 3 億円の評価基準及び評価方法の記載がない。また、当該有価証券の会計処理（取得価額と債券金額との差額の処理）が会計基準に準拠していない。

(3) 会計処理
① 有形固定資産の建物等資産額及び減価償却累計額が、減価償却費の集計ミス等により少なく計算されていたので、正しい計算を行う必要がある。
② 建売分譲において、建物の消費税は課税処理されているが、外構工事の消費税は非課税処理となっているので、課税処理する必要がある。

(4) 県営住宅の遊具点検結果に基づく対応
平成 20 年 3 月の県営住宅の遊具点検の結果、D 判定（重要な部分に異常又は全体に老朽化。至急対応が必要。）を受けたものが 76 件あり、大至急【レベルⅠ】 26 件、至急【レベルⅡ】 23 件、早急【レベルⅢ】 27 件となっているが、平成 20 年 12 月 17 日現在 5 件補修撤去がなされたのみである。D 判定を受けたものは、子供の安全確保のため、早急に補修撤去を行う必要がある。また、消防用設備等点検結果（平成

平成 20 年度決算で計上基準に基づき計上した。

平成 20 年度決算報告書で会計基準に基づき記載した。

平成 20 年度決算で会計基準に準拠して償却原価法により会計処理を行った。また、「有価証券の評価基準及び評価方法」を記載した。

平成 20 年度決算で修正した。

平成 21 年度から建物工事に付帯したものととして扱うこととし、消費税については課税処理する。

D 判定を受けた遊具の撤去・補修については、平成 21 年 3 月末までに完了した。
また、非常警報設備が不良となっていた消防用設備の補修については、平成 21 年 1 月末までに完了した。

山梨県住宅供給公社

<p>19年10月、平成20年3月)によると、3住宅において非常警報設備が不良となっていた。早急に補修・修理をすべきである。</p>	<p>19年10月、平成20年3月)によると、3住宅において非常警報設備が不良となっていた。早急に補修・修理をすべきである。</p>	<p>変更したため、平成19年度の償還手数料が11箇月分しか計上されていない。</p>
<p>(5) 長期委託契約等 ① 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する協定が1年更新となっているため、公社が必要な業務を外部に委託する際にも1年契約としなければならない、事務作業が非効率となっている。基本協定は5年となっているため、公社が長期的な契約を結ぶことを可能にして、経費節減に資するべきである。</p>	<p>① 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する協定が1年更新となっているため、公社が必要な業務を外部に委託する際にも1年契約としなければならない、事務作業が非効率となっている。基本協定は5年となっているため、公社が長期的な契約を結ぶことを可能にして、経費節減に資するべきである。</p>	<p>(財) 山梨みどり奨学会 (1) 未利用資金の活用について 育英奨学貸付は、国を經由して県から当該団に補助金が入ってくるが、この資金が過去3年間で151百万円活用されていない。 育英奨学貸付制度の利用促進のための周知を図り、未利用の資金を活用すべき。</p>
<p>② 本来、費用として計上すべき257,915円が未払金に計上されていた。かつた。</p> <p>(6) 特定優良賃貸住宅の管理等 特定優良賃貸住宅(297戸)について、住宅供給公社が管理している部屋以外の空き室状況を把握する必要がある。</p>	<p>平成20年度決算においては、未払金を適正に計上した。</p> <p>現在もオーナー等と連絡を取り合い、空き室状況は確認しているが、今後も空き室の状況には注意を払っていく。</p>	<p>育英奨学金は、旧日本育英会の廃止に伴い、平成17年度から各都道府県へ移管されたものであり、その貸付原資は、当面、10～15年間は国から補助金として交付されるが、その後は、奨学生からの返還のみで運用しなければならぬ。 このため、この補助金の算定に当たっては、今後発生が見込まれる貸付金とともに滞納分や返還免除、返還猶予分等を含んで積算しており、当該年度の貸付予定金額よりも多く交付されているものがあるため、残額が発生した場合でも国の返還を必要としない。 従って、当該年度の貸付金残額については、将来の貸付原資として積み立てておかなければならないものであり、運用管理規程を定めて、健全な資金運用に努めているところである。 なお、奨学金制度の利用促進を図るため、募集用のちらしを作成・配布し、高校入学時のオリエンテーション等において周知に努めており、今後も、あらゆる機会をとらえて周知活動に取り組んでいく。</p>
<p>特定優良賃貸住宅制賦事業及びファミリー賃貸住宅制賦事業において債務保証を行っているが、昨今の景気動向を考えれば、今後一層慎重にオーナーの資産状況等を注視していく必要がある。</p> <p>(7) 会計システムの更新等 ① 総勘定元帳の日付の並びに一部おかしな部分があった。会計システムの更新を定期的に行い、会計帳簿の信頼性を確保する必要がある。</p> <p>② 平成20年度より特定優良賃貸住宅制賦事業の償還手数料の計上方法を</p>	<p>今回の不具合は、印刷処理を行うときの一部操作誤れが原因であるため、今後は会計システムに基づく操作を正確に行った上で総勘定元帳の印刷を行うこととする。</p> <p>平成20年度から償還手数料を適正に計上した。</p>	<p>(2) 個人別残高を確認できるシステムの構築について 学生支援機構から配布された、選考システムの別々の3つのプログラムで、奨学金貸付の管理を行っていることから、決算上の貸付金残高が個人別の合計残高として確認できない。このため、個人別残高を確認できるシステムを構築した。</p> <p>平成20年度に、新たに「返還状況一覧表」を作成し、個人別の貸付金、返済状況、残高等を確認できるようにシステムを構築した。</p>

人別残高を確認できるシステムを構築
する必要がある。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番